平成３０年（フ）第３６３号
大阪府東大阪市小阪２－９－25　グローバル八戸ノ里Ⅱ202、住民票上の住所大阪府八尾市太田新町２丁目102番地の１　ベルメゾン205号
債務者　奥野　聖介
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５０４号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番３－402号
債務者　江頭　聖大
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５２５号
大阪市浪速区日本橋東１丁目10番14―601号
債務者　小川　寛倫
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５３７号
大阪府東大阪市上小阪３丁目８番27号　サン・ラフィーエ上小阪　203号
債務者　藤川　　舞
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７２５号
大阪府池田市呉服町７番９号
債務者　崎間　孝史
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８０５号
大阪府東大阪市中鴻池町１丁目５番57号
債務者　上村惠美子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８３６号
大阪市淀川区木川西４丁目３番35号　ハイムタイヨーⅡ　4005号
債務者　吉川ちあき
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８４３号
大阪府八尾市垣内２丁目１番地の４
債務者　南　　利治
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８５３号
大阪市大正区平尾４丁目17番９号　上林マンション　202号
債務者　藤原　勝美
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８６４号
大阪府八尾市教興寺３丁目55番地
債務者　東前多美子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９１５号
大阪府茨木市高田町11番18号　藍野病院、前住所大阪市東淀川区井高野１丁目33番２－306号
債務者　志賀　勝美
法定代理人成年後見人　加藤　賢治
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０００号
大阪市生野区中川５丁目４番２号　介護老人保健施設ケアホームフォーシーズン内、住民票上の住所大阪市生野区新今里３丁目19番５号
債務者　髙地　榮助
法定代理人成年後見人　髙地真奈美
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０２４号
大阪市生野区巽中３丁目20番３－402号
債務者　安田　　操
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０２７号
大阪市城東区新喜多東１丁目５番13―602号
債務者　今井　逸美
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０４０号
大阪府東大阪市菱屋西１丁目12番25号　トマトハイツ　103号
債務者　山中　令子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３６号
高知市井口町64番地
債務者　澤谷　建夫
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
高知地方裁判所破産係